

山形セレクション認定制度実施要綱

(目的)

第1条 全国ひいては世界に誇り得る高い品質を有する県産品又はサービスを山形県独自の認定基準「山形基準」に基づいて厳選のうえ「山形セレクション」として認定し、これらを戦略的にプロモートすることによって山形ブランドを確立するとともに、「山形セレクション」の認定をめざした取組みを誇発することにより、優れたものづくり・サービスを提供する地力を高め、さらに高い品質の県産品又はサービスを生み出す産業基盤を醸成していくことにより持続的に発展する本県産業の振興を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産品 原則として山形県内で生産又は製造されたもので、一般消費者が消費又は使用するもの（最終消費財）で次に掲げるもの。
- ① 農林水産物 農産物、畜産物、林産物及び水産物をいう。
 - ② 加工食品 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（酒類を含む。）をいう。
 - ③ 地場産業型工業製品 歴史、文化、経営資源等を背景に古くから発展し、一定の地域に定着している産業において製造される工業製品（加工食品を除く。）をいう。
- (2) 観光・関連サービス 本県への誘客の拡大に資する資源・サービス等で、次に掲げるもの。
- ① 観光資源 観光の対象となり得る自然資源又は歴史・文化資源をいう。
 - ② 資源活用観光 地域資源を有効に活用し、集団化又は統一化された利用者に高い満足を与える山形ならではの観光の対象となっているものをいう。
 - ③ 観光地・温泉地 高いホスピタリティ（もてなし）が表現されることにより魅力を有している観光地又は温泉地をいう。
- (3) 事業者 農業、林業、漁業、製造業若しくは観光資源を活用したサービスの提供事業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体であって、原則として県内に住所又は主たる事業所を有するものをいう。
- (4) 認定 事業者及び観光地・温泉地を統括する団体（原則として県内に住所又は主たる事業所を有するものに限る。）（以下「事業者等」という。）からの申請に基づき、山形県独自の基準（以下「山形基準」という。）に適合する県産品又は観光・関連サービス及び当該県産品又は観光・関連サービスに係る事業者等について、知事が指定する認定機関が審査し、「山形セレクション」として認めることをいう。

(認定機関)

第3条 知事は、山形セレクションの認定を行う認定機関を品目毎に指定する。

2 認定機関の指定、取消及びその他必要な事項については、別に定める。

(認定の対象)

第4条 認定の対象は、次のとおりとする。

(1) 県産品

①農林水産分野

農林水産物及び当該農林水産物に係る事業者

②加工食品分野

加工食品及び当該加工食品に係る事業者

③地場産業型工業分野

地場産業型工業製品及び当該地場産業型工業製品に係る事業者

(2) 観光・関連サービス

①観光資源

資源活用観光及び当該資源活用観光に係る事業者

③観光地・温泉地及び当該観光地・温泉地を統括する団体

2 認定の対象となる具体的な県産品又は観光・関連サービス（以下「認定対象品目」という。）は別表1に定めるとおりとする。

(認定基準)

第5条 山形基準は、認定の対象となる前条に定める県産品又は観光・関連サービスの各分野に応じて別表2に定めるとおりとする。

(認定対象品目の追加及び山形基準の変更)

第6条 知事は、認定対象品目の追加又は山形基準の変更その他認定に関する重要事項の変更を行うときは、別に定める山形県総合ブランド戦略推進会議の意見を聴くものとする。

(認定の申請)

第7条 認定の申請を行うことができる者は、原則として、事業者等とする。

2 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定対象品目ごとに、認定機関が定める方法により、認定機関あてに申請するものとする。

(認定の審査及び認定)

第8条 認定機関は、前条の申請があった場合は、申請内容が山形基準に適合しているか否かの審査（以下「認定審査」という。）を行い、山形基準に適合すると認められるときには認定を行うものとする。

2 認定機関は、認定を行ったときは、その結果を、認定機関が定めるところにより当該申請者

に通知するとともに、品名、認定番号、認定事業者名及び認定の有効期間等を記載した山形セレクション認定証を交付するものとする。

- 3 認定機関は、認定審査において、山形基準に適合しないと認められたときは認定をしないものとし、当該申請者に認定機関が定めるところによりその理由を付して通知するものとする。
- 4 認定機関は、第2項の規定により認定を行った場合、又は前項の規定により認定をしなかつた場合は、その結果を速やかに知事に報告するものとする。
- 5 申請者は、認定審査が円滑に行われるよう協力しなければならない。

(認定の公表)

第9条 知事及び認定機関は、認定をした県産品又は観光・関連サービス（以下「認定品」という。）及び認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）については、公表することができる。

(認定の有効期間)

第10条 認定の有効期間は、認定をした日から当該認定をした日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(認定の更新)

第11条 認定事業者は、前条の規定による有効期間満了後においても引き続き認定を受けようとするときは、認定機関が定める手続きにより、当該期間を更新することができる。

- 2 前項の規定により更新される認定の有効期間は、前条の規定による有効期間が満了する日の翌日から起算して3年間とする。

(認定の表示)

第12条 認定事業者は、認定品が「山形セレクション」認定品であること及び自らが認定品に係る認定事業者であることを表示することができる。

- 2 前項の表示は、山形セレクションブランドマーク（別記）によるものとする。ただし、認定事業者であることの表示については、この限りでない。
- 3 山形セレクションブランドマークの使用に関しては、別に定める。

(認定内容の変更)

第13条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに認定機関が定める様式により認定機関に届け出なければならない。

- (1) 別に定める申請書類に記載した内容に変更が生じたとき
- (2) 認定品の生産・製造、販売又は提供を中止又は廃止し、再開の見込みがないとき
- 2 認定機関は、前項の届出について、その内容が山形基準に適合していると認められ、認定を継続することが適当と認めるときは、当該届出を受理し、その内容について知事に報告するも

のとする。

(実績報告)

第 14 条 認定事業者は、認定品（観光・関連サービスを除く。）の出荷に係る実績について、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの状況を認定機関が定める期日までに報告するものとする。

2 認定機関は、前項の規定により報告を受けた実績状況を取りまとめ、毎年、翌年 5 月 20 日までに山形セレクション認定品出荷実績等報告書（様式第 1 号）により知事に報告するものとする。

(報告の徴収等)

第 15 条 認定機関は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して認定品に係る報告を求め、又は認定品の生産現場、製造施設若しくは集荷施設等への立入調査若しくは品質検査を実施することができる。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、認定機関に対し、知事の指示する認定事業者について前項の規定による立入調査又は品質検査の実施を求めることができる。

3 知事は、認定に疑義があるとき若しくは前項の規定による検査を実施しないときその他特に必要があると認めるときは、第 1 項の規定による立入調査又は品質検査を実施することができる。

(認定の取消)

第 16 条 認定機関は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事と協議のうえ認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により認定を受けたとき

(2) 第 13 条第 1 項に規定する届出又は第 14 条の規定による報告を行わなかったとき

(3) 第 13 条第 1 項に規定する届出について、その内容が山形基準に適合しない等認定を継続することが不適当と認めるとき

(4) 前条に規定する報告、立入調査若しくは品質検査を正当な理由がないにもかかわらずこれを拒否したとき

(5) 認定の辞退の申出があったとき

(6) その他制度の運用又は山形セレクションのブランド価値に重大な支障を及ぼす行為があつたとき

2 知事は、山形セレクションのブランド価値に重大な支障を及ぼす行為があると判断した場合、認定を取り消すよう認定機関に対し求めることができる。

3 前項の規定により認定を取り消された事業者等は、その取り消しの日から 3 年を経過しなければ、新たに認定の申請をすることができない。

4 認定機関は、第 1 項の規定により認定の取り消しを行った場合、認定機関が定めるところに

より当該認定事業者に通知するとともに、その結果を速やかに知事に報告するものとする。

- 5 第1項の規定により認定を取り消された事業者は、第12条に規定する認定の表示を直ちに中止するとともに、山形セレクション認定証を速やかに認定機関に返還しなければならない。
- 6 認定機関は、第1項の規定により認定の取り消しを行った場合、認定を取り消した県産品又は観光・関連サービス並びに認定を取り消した事業者等の名称等を公表することができる。

(認定事業者の責務)

第17条 認定事業者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意しなければならない。

- (1) 原則として、認定品の流通、販売において、当該認定品が山形セレクションとして認定されたものであることを表示すること。
 - (2) 県内外の消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことにより、認定品及び山形セレクションの認知普及に努めること。
 - (3) 認定品の出荷量、流通状況及び消費動向については随時把握に努めること。
 - (4) 認定品の計画的な生産・製造又は提供及び適正な品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。
- 2 認定品の生産・製造、流通及び販売等において、当該認定品に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認定事業者がその責任を負うものとし、当該認定事業者は、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。
 - 3 認定事業者は、事故等が発生したときは、当該事故等の内容及び解決のために講じた措置等について、認定機関が別に定める様式により、早急に認定機関に報告しなければならない。
 - 4 前項の規定により、事故等の報告書を受理した認定機関は、山形セレクション事故等報告書（様式第2号）により、速やかに知事に報告するものとする。

(認定機関への指導)

第18条 知事は、認定が公正に行われるよう認定機関を指導するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条の認定機関が指定されていない品目について、最初の認定機関が指定された日前にこの要綱の規定により県が行った認定その他の行為のうち当該認定機関の指定の際現に効力を有するもので、同日以後において当該認定機関が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この要綱の規定により当該認定機関がした認定その他の行為とみなす。

3 改正後の第 3 条の認定機関が指定されていない品目について、最初の認定機関が指定された際現に第 2 項の規定により県に対してされている申請その他の行為で、当該認定機関の指定の日以後において当該認定機関が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、改正後のこの要綱の規定により当該認定機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 前 3 項に規定するもののほか、この要綱の改正に伴い必要な経過措置は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。